



福岡医発第 1354 号 (地)
令和元年 8 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

8 月における熱中症予防対策の徹底について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

職場での熱中症予防対策については、平成 31 年 3 月 18 日付「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」(福岡医発第 3296 号 (地)) に記載の実施要綱に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところです。

熱中症の発症のピークが、一般に 7 月から 8 月であることや、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化していない状況であることが想定されることから、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

また、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、熱中症対策が確実に実施されるよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきまして、福岡労働局健康課長からも周知依頼がありましたので、併せて添付いたします。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 島田昇二郎

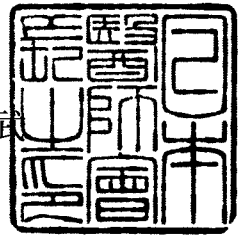
日医発第534号 (健 I 116)

令和元年 8 月 1 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横 倉 義 武



8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素、本会会務に種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、8月以降における熱中症予防対策の徹底について、別添のとおり本職あてに周知の協力依頼がありました。

国においては、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」によりお示しし、令和元年の職場における熱中症予防対策については、平成31年2月26日付け基安発0226第2～4号により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

熱中症の発症のピークが、一般に7月から8月であることや、本年度は、特に7月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化していない状況であることが想定されることを踏まえ、8月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、熱中症対策が確実に実施されるよう、貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基安労発 0802 第 2 号
令和元年 8 月 2 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）によりお示しし、令和元年の職場における熱中症予防対策については、平成 31 年 2 月 26 日付け基安発 0226 第 2 ～ 4 号により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、死傷者については大幅に減少していますが、7 月については、速報値ではあるものの、死亡者数が同数となっていました。

熱中症の発症のピークが、一般に 7 月から 8 月であることや、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していない状況であることが想定されることを踏まえ、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及びキャンペーンに基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 30 年、平成 31 年・令和元年）（人）

	5 月 以前	6 月	7 月	7 月末 までの 累積数
平成 31 年・令和元年 ※同年 7 月末時点の速報値	28 (0)	24 (0)	20 (7)	72 (7)

平成 30 年 ※同年 7 月末時点の速報値	17 (0)	40 (1)	129 (7)	186 (8)
平成 30 年 ※確定値	19 (0)	60 (2)	697 (17)	776 (19)

8 月	9 月	10 月 以降
366 (8)	31 (1)	5 (0)

- 平成 31 年・令和元年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 200 人以上に上ると推定される。
- 平成 30 年 8 月（確定値）において、300 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
- ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
- ※ 休業 4 日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）

平成 30 年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死亡者数は 28 人と、平成 29 年と比べて 2 倍となりました。死傷者数（死亡者数と休業 4 日以上業務上疾病者数を加えた数）は、1,178 人と前年の 2 倍を超えました。熱中症による年間の死傷者数は、近年 400～500 人台でしたが、1,000 人を超えたのは、過去 10 年間で最多となっています。

死亡者数を業種別にみると、建設業が 10 人と前年同様最も多いのですが、前年死亡者のいなかった製造業で 5 人、運送業で 4 人発生しています。特に屋内作業での増加が目立っています。死傷者数では、警備業が前年のほぼ 3 倍、製造業、運送業が前年のほぼ 2 倍となっています。

熱中症で死亡した 28 人の状況をみると、WBGT 値（暑さ指数）が、基準値を超えて熱中症の発生リスクが高まっていたと推測されます。中でも、作業環境の正確な把握や作業計画の変更を行わなかったと考えられる事例や、重篤な熱中症の兆候が見られた労働者の救急搬送が遅れた事例、日ごろから健康診断や体調把握などの事業場における健康管理を適切に実施していない事例などが見られます。

令和元年 8 月 9 日

関係団体の長 殿

福岡労働局健康課長

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、死傷者については大幅に減少していますが、7 月については、速報値ではあるものの、死亡者数が同数となっていました。

熱中症の発症のピークが、一般に 7 月から 8 月であることや、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していない状況であることが想定されることから、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

また、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

元年 8.16

2401

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 30 年、平成 31 年・令和元年）（人）

	5 月 以前	6 月	7 月	7 月末 までの 累積数
平成 31 年・令和元年 ※同年 7 月末時点の速報値	28 (0)	24 (0)	20 (7)	72 (7)

平成 30 年 ※同年 7 月末時点の速報値	17 (0)	40 (1)	129 (7)	186 (8)	8 月	9 月	10 月 以降
平成 30 年 ※確定値	19 (0)	60 (2)	697 (17)	776 (19)	366 (8)	31 (1)	5 (0)

- 平成 31 年・令和元年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 200 人以上に上ると推定される。
- 平成 30 年 8 月（確定値）において、300 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
- ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
- ※ 休業 4 日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）

平成 30 年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死亡者数は 28 人と、平成 29 年と比べて 2 倍となりました。死傷者数（死亡者数と休業 4 日以上業務上疾病者数を加えた数）は、1,178 人と前年の 2 倍を超えました。熱中症による年間の死傷者数は、近年 400～500 人台でしたが、1,000 人を超えたのは、過去 10 年間で最多となっています。

死亡者数を業種別にみると、建設業が 10 人と前年同様最も多いのですが、前年死亡者のいなかった製造業で 5 人、運送業で 4 人発生しています。特に屋内作業での増加が目立っています。死傷者数では、警備業が前年のほぼ 3 倍、製造業、運送業が前年のほぼ 2 倍となっています。

熱中症で死亡した 28 人の状況をみると、WBGT 値（暑さ指数）が、基準値を超えて熱中症の発生リスクが高まっていたと推測されます。中でも、作業環境の正確な把握や作業計画の変更を行わなかったと考えられる事例や、重篤な熱中症の兆候が見られた労働者の救急搬送が遅れた事例、日ごろから健康診断や体調把握などの事業場における健康管理を適切に実施していない事例などが見られます。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備

JIS規格「JIS B 7922」に適合した**暑さ指数計**を準備しましょう。



☐ 作業計画の策定など

暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう**余裕を持った作業計画**をたてましょう。



☐ 設備対策・休憩場所の確保の検討

簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、**暑さ指数を下げる方法**を検討しましょう。また、作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所や**日陰**などの涼しい休憩場所を確保しましょう。



☐ 服装などの検討

通気性のいい作業着を準備しておきましょう。**送風機能のある作業服**や**クールベスト**なども検討しましょう。



☐ 教育研修の実施

熱中症の防止対策について、**教育**を行いましょう。



☐ 熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から**管理者を選任**し、事業場としての**管理体制を整え**ましょう。



☐ 緊急事態の措置の確認

体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

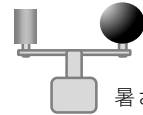
(R.元.5)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数を下げるための設備の設置		
☐ 休憩場所の整備		
☐ 涼しい服装など		
☐ 作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいか

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **一旦作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ **特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**
- ☐ **水分、塩分を積極的に取りましょう。**
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ **少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。**

